

第18回 定時株主総会 招集ご通知



HMT

Human Metabolome Technologies, Inc.

日時

2021年9月25日(土曜日)
午後1時30分(受付開始午後1時)

場所

山形県鶴岡市覚岸寺字水上246番地2
鶴岡市先端研究産業支援センター
(鶴岡メタボロームキャンパス)
レクチャーホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご
参照ください。)

決議
事項

第1号議案 取締役(監査等委員である
取締役を除く。)2名選任
の件

第2号議案 当社取締役(監査等委員で
ある取締役及び社外取締役
を除く。)に対する業績条
件付事後交付型譲渡制限付
株式報酬に係る報酬決定の
件

証券コード 6090
2021年9月8日

株 主 各 位

山形県鶴岡市覚岸寺字水上246番地2
ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社
代表取締役社長 橋 爪 克 仁

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年も、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、株主の皆様の安全を最優先に、本株主総会につきましては株主総会当日のご来場は見合わせていただき、可能な限り書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、2021年9月24日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時 | 2021年9月25日（土曜日）午後1時30分（受付開始午後1時） |
| 2. 場 所 | 山形県鶴岡市覚岸寺字水上246番地2
鶴岡市先端研究産業支援センター（鶴岡メタボロームキャンパス）
レクチャーホール |

本年も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

- 1 第18期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第18期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

第2号議案

当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績条件付事後交付型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名に委任する場合には限られます。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
- (3) 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://humanmetabolome.com/jp/ir/genmeeting>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。

したがいまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://humanmetabolome.com/jp/ir/genmeeting>）に掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルスの感染防止のため、株主の皆様の安全を第一に考え、下記のとおりご案内いたします。株主様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

- ・会場入口付近で、アルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスク持参・着用をお願い申し上げます）
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。また、会社説明会及び研究所見学につきましても、同様の理由から開催を取り止めさせていただくことになりましたので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様へのお土産の配布につきましては、配布を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済環境は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、都市部等を中心に3度にわたり緊急事態宣言が発出される等厳しい状況となりました。2021年に入り徐々にワクチン接種が進み、景気回復の進む欧米・中国等での海外需要を背景とした需要の増加が一部の産業では回復の追い風になっていますが、国内における個人消費等はまだまだ十分な回復には至っていない状況です。

当社グループが属するライフサイエンス業界においては、新型コロナウイルス感染症対策としての治療薬・ワクチン等の開発に加え、免疫力向上等の感染症予防を促進するための機能性表示食品開発といった健康管理へのニーズの高まりを受けた研究開発が増加傾向になっています。一方で新型コロナウイルス感染症の影響により治験が遅延することや、研究施設等への入所制限等により、研究開発ニーズに対して十分な対応ができない状況も一部では散見されました。

このような状況の中、当社グループではWebを活用した営業活動を精力的に行うことでメタボロミクス事業の受注拡大を図るとともに、営業効率の向上及び一般管理費の削減にも取り組みました。当連結会計年度は大型のヒト試験等の研究計画の遅延等の影響を受け、予定していた受注の延期等が発生し、受注は前連結会計年度より減少いたしました。前連結会計年度受注残の売上計上に加え、アカデミア分野では研究開発の増加により受注・売上ともに増加したため、当連結会計年度の売上は微増となりました。

バイオマーカー事業においては引き続き大うつ病性障害（以下「うつ病」といいます。）バイオマーカーの事業化に向けた研究開発を継続するとともに、新規事業開発等にも継続して取り組みました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、1,124,067千円となりました。一般管理費削減等に努めた結果、当連結会計年度の営業利益は39,368千円、経常利益は59,503千円、親会社株主に帰属する当期純利益は、58,214千円と増収増益となり、2014年3月期以来の黒字化を果たすことができました。なお当社は当連結会計年度より繰延税金資産を計上しております。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

	2020年6月期	2021年6月期
売上高	1,118,495千円	1,124,067千円
営業利益又は営業損失 (△)	△17,039千円	39,368千円
経常利益又は経常損失 (△)	△16,502千円	59,503千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△47,794千円	58,214千円

セグメント別の状況は次のとおりであります。

<メタボロミクス事業>

	2020年6月期	2021年6月期
売上高	1,114,180千円	1,119,593千円
(内国内売上高)	933,727千円	926,362千円
(内海外売上高)	180,453千円	193,230千円
セグメント利益	457,128千円	423,485千円

国内においてはアカデミア分野と食品分野での売上が増加いたしました。一方で化粧品等の化学分野、製薬分野では研究開発の遅延の影響を受けました。海外においては米国事業売上はアカデミア分野や、創薬ベンチャー、アグリテック企業等からの受注が増加し、売上も堅調に推移しました。新型コロナウイルス感染症による度重なるロックダウン等により欧州事業売上が減少しましたが、海外売上全体としては増加となりました。なお欧州事業は2021年4月に開示いたしました通り閉鎖することを決定し、現在現地法に基づく閉鎖に向けた手続きを進めております。この結果、売上高は1,119,593千円（前年同期比0.5%増）となりました。一方セグメント利益は、設備増強に伴う減価償却費及び新サービス売上増加に伴う外注費の増加等で、売上原価が増加したことにより減少し、423,485千円（前年同期比7.4%減）となりました。

<バイオマーカー事業>

	2020年6月期	2021年6月期
売上高	4,314千円	4,474千円
(内国内売上高)	4,208千円	4,474千円
(内海外売上高)	106千円	－千円
セグメント損失 (△)	△160,824千円	△70,632千円

当事業セグメントにおいては、PEA（うつ病バイオマーカー）の共同研究や測定メソッドの開発及び軽度認知障害バイオマーカーの共同開発等を効率的に継続しました。また、新規事業研究等にも継続して取り組みました。

この結果、売上高は4,474千円、セグメント損失は効率的な研究開発経費支出に努めた結果、70,632千円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、74,293千円であり、その主なものは次のとおりであります。

メタボロミクス事業	解析用装置等	71,405千円
バイオマーカー事業	検査用測定設備等	485千円
合計		71,890千円

(3) 資金調達の状況

当社は取引銀行2行との間で、貸越極度合計200,000千円の当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末において、当座貸越契約に基づく借入100,000千円を実行しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2021年1月1日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併により連結子会社であるHMTバイオメディカル株式会社の権利義務を承継いたしました。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、「未来の子供たちのために、最先端のメタボローム解析技術とバイオ技術を活用した研究開発により、人々の健康で豊かな暮らしに貢献する」ことを企業理念とし、その達成のために、ヘルスケア分野の研究開発に携わる人々のベストパートナーとして、画期的なヘルスケア製品・サービスの創造に貢献する【ヘルスケア・ソリューション・プロバイダー】を目指して活動をしてまいります。

その基本経営戦略は、基盤となる先端研究開発支援事業（現メタボロミクス事業及び新規解析受託事業を含む）の持続的収益拡大とヘルスケア・ソリューション事業（現バイオマーカー事業及び新規事業を含む）の早期確立です。

2022年6月期以降の新セグメントとなる先端研究開発支援事業では、新サービスメニューの拡張や生産性の向上を通じて、さらなるオペレーショナル・エクセレンスを高めてまいります。この結果当面は当該セグメントからの利益が当社グループ全体の利益成長を牽引することになります。

同様に現バイオマーカー事業セグメントにかわる新セグメントとなるヘルスケア・ソリューション事業では開発中のバイオマーカーの早期収益化とヘルスケア産業に注力した新規ソリューション事業の早期立ち上げを目標として、イノベーションの創出を加速させてまいります。当該セグメントは当面セグメント損失が続きますが、費用対効果の高い開発投資を継続することで5年後には1億円程度の売上を計上し、全社共通配賦経費を除けばセグメント利益を計上できることを目指します。

上述の中長期的な会社の経営戦略に基づいて、当社グループが対処すべき課題は以下のとおりです。

① 先端研究開発支援事業の持続的成長と収益力の向上

最先端の研究開発を可能とする新解析サービス拡充・拡販のための技術開発を進めてまいります。さらに、拡大が見込まれるヒト試験等企業向け対応サービスメニュー拡充等を行います。またロボット化・新測定メソッドによる測定解析生産性向上を図ってまいります。

また業務提携拡大・強化等により他のオミクス測定解析メニュー等の拡充を図り、お客様の先端研究を支援するサービス・プロバイダーを目指してまいります。

② ヘルスケア・ソリューション事業の推進

メンタルヘルスや軽度認知障害に関連するバイオマーカー等につきましては、引き続きアカデミアとの研究開発を拡充していくとともに、早期社会実装に向けて取り組んでまいります。

またヘルスケア研究開発支援として、バイオマーカー探索サービスや新規メニュー等の開発及び業務提携を含めた新規のソリューション事業を早期に立ち上げ、ヘルスケア・ソリューション・プロバイダーとして主に企業研究者の開発に貢献してまいります。

③ リスク管理体制の強化

新しい経営方針のもと、事業を推進していく中においてはリスク管理体制を強化していくことも必要であり、2021年6月期にはリスク管理委員会を新設し、全社的なリスク管理を行う体制を整備しました。2022年6月期からは情報セキュリティ及びサイバーセキュリティリスクに対応するための組織も新設し、組織横断的なリスク管理を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの活動に引き続きご理解をいただき、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2017年度 第15期	2018年度 第16期	2019年度 第17期	2020年度 第18期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	938,178	989,391	1,118,495	1,124,067
営業利益又は 営業損失 (△) (千円)	△140,914	△526,175	△17,039	39,368
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	△149,703	△515,312	△16,502	59,503
親会社株主に帰属する当期純 利益又は親会社株主に帰属す る当期純損失 (△) (千円)	△156,527	△596,026	△47,794	58,214
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△26.92	△101.92	△8.15	9.87
総 資 産 (千円)	1,921,347	1,367,441	1,538,146	1,623,170
純 資 産 (千円)	1,752,717	1,214,444	1,215,265	1,260,129
1株当たり純資産額 (円)	293.78	193.11	189.48	198.88

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)」は、普通株式の期中平均株式数により算出しております。
2. 第16期につきましては、決算期の変更により、2018年4月1日から2019年6月30日までの15ヶ月となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2017年度 第15期	2018年度 第16期	2019年度 第17期	2020年度 第18期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	838,725	899,743	1,025,581	1,028,459
営業利益又は営業損失 (△) (千円)	29,088	△271,069	162,317	114,169
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△189,168	△556,988	△82,296	137,839
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△195,734	△637,399	△101,964	190,316
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△33.66	△108.99	△17.39	32.28
総 資 産 (千円)	1,865,269	1,261,709	1,375,942	1,583,144
純 資 産 (千円)	1,704,646	1,126,660	1,074,545	1,256,435
1株当たり純資産額 (円)	285.54	178.11	165.62	198.25

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)」は、普通株式の期中平均株式数により算出してしております。
2. 第16期につきましては、決算期の変更により、2018年4月1日から2019年6月30日までの15ヶ月となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
Human Metabolome Technologies America, Inc.	1,750千US\$	100.0%	北米におけるメタボローム解析サービスの販売
Human Metabolome Technologies Europe B.V.	790千€	100.0%	欧州におけるメタボローム解析サービスの販売

(注) 2021年4月15日開催の取締役会において、Human Metabolome Technologies Europe B.V.を解散及び清算することを決議しております。2021年9月に当該子会社の株主総会で解散を決議する予定であり、現地の法令等に従い必要な手続きが完了次第、清算終了となる見込みです。

② 企業結合の状況

当連結会計年度において、事業運営の効率化を図るため、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社（当社）を存在会社とする吸収合併（合併期日：2021年1月1日）を行い、HMTバイオメディカル株式会社は解散いたしました。

(11) 主要な事業内容（2021年6月30日現在）

当社グループは、メタボロミクス事業、バイオマーカー事業の2事業を行っております。各事業の内容は次のとおりであります。

事業区分	主要製品
メタボロミクス事業	主に製薬や食品等の民間企業、大学や公的研究機関からメタボローム解析試験を受託し、解析結果を報告書として納品するとともに、解析結果の解釈等について助言を行います。
バイオマーカー事業	主として自社のメタボローム解析技術を応用することによって発見されたバイオマーカー等を用いて、疾病の新たな検査方法の開発等に取り組み、実用化・事業化を推進します。

(12) 主要な営業所及び工場（2021年6月30日現在）

① 当社

本社：山形県鶴岡市

東京事務所：東京都中央区

② 子会社

Human Metabolome Technologies America, Inc.：アメリカ合衆国
マサチューセッツ州ボストン市

Human Metabolome Technologies Europe B.V.：オランダ南ホラント州ライデン

(13) 従業員の状況 (2021年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
69名	4名減

- (注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー、アルバイト、顧問及び派遣社員）8名は含んでおりません。
2. 従業員減少の主な理由は、通常の自己都合退職によるものであります。

② 当社の従業員の状況

当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
66名	4名増	38.9歳	6.7年

- (注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー、アルバイト、顧問及び派遣社員）7名は含んでおりません。
2. 従業員増加の主な理由は、連結子会社であるHMTバイオメディカル株式会社を吸収合併したことによるものであります。

(14) 主要な借入先 (2021年6月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社山形銀行	50,000千円
株式会社荘内銀行	50,000千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,900,300株（自己株式112株を含む）
 (3) 株主数 5,414名
 （前期末比762名減少）
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
富田 勝	390,000 株	6.61 %
工ムスリ一株式会社	217,100	3.68
曾我 朋 義	208,000	3.53
株式会社平田牧場	200,000	3.39
第一生命保険株式会社	186,100	3.15
西岡 孝 明	150,000	2.54
株式会社山形銀行	150,000	2.54
株式会社荘内銀行	150,000	2.54
楽天証券株式会社	99,500	1.69
株式会社SBI証券	80,042	1.36

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(2021年6月30日現在)

		第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
株主総会の決議		2017年6月24日	2017年6月24日
発行決議の日		2017年9月20日	2018年4月18日
目的たる株式の種類		普通株式	普通株式
発行価額		無償	無償
行使価額		1,682円	2,043円
新株予約権の個数		525個	170個
目的となる株式の数		52,500株	17,000株
主な行使条件		(注) 1	(注) 1
取得事由		(注) 2	(注) 2
権利行使期間		2019年10月6日～ 2024年10月5日	2020年5月8日～ 2025年5月7日
役員 の 保有 状況	取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数 一個 目的である株式の数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 50個 目的である株式の数 5,000株 保有者数 1名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数 45個 目的である株式の数 4,500株 保有者数 3名	新株予約権の数 一個 目的である株式の数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者が、権利行使時において当社又は当社関係会社の役員又は従業員いずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

2. 新株予約権の取得事由

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日をもって無償で取得することができる。

- ① 消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③ 完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- ④ 発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について承認を要すること若しくは当該種類の株式について株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 当事業年度中に当社従業員に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

(2021年6月30日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
橋爪克仁	代表取締役社長	
大畑恭宏	取締役	コーポレート統括本部長
長江敏男	取締役(監査等委員)	Pharma Business Consultant 代表、ペプチドリーム株式会社取締役(監査等委員)
松田純一	取締役(監査等委員)	松田総合法律事務所所長、株式会社山形銀行社外取締役(監査等委員)
水谷翠	取締役(監査等委員)	銀座スフィア税理士法人代表社員、株式会社コンフィデンス社外取締役、株式会社ゼネテック社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役のうち、長江敏男氏、松田純一氏及び水谷翠氏は、社外取締役であります。なお、当社は、3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役(監査等委員)松田純一氏は、弁護士資格の保有者であり、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)水谷翠氏は、公認会計士資格の保有者であり、財務、会計並びに税務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
2020年9月26日開催の第17回定時株主総会の終結の時をもって、取締役菅野隆二氏は任期満了により退任いたしました。
2020年9月26日開催の第17回定時株主総会において、新たに大畑恭宏氏が取締役に選任され、就任しました。
5. 当社は、法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の社外取締役(監査等委員)として鈴木布佐人氏を選任しております。
6. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
7. 当社は社外取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
8. 当社は、取締役、子会社役員及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により補填することとしており、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、当該保険により補填されません。

(2) 取締役の報酬等の額

① 役員報酬等の決定の内容に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別報酬等の内容に関する方針を決議しております。また、取締役報酬の客観性とその説明責任を十分に果たすことを目的に、社外取締役が議長を務め、かつ過半数以上の委員が社外取締役である報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しており、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議に関する内容について同委員会に諮問し、答申を受けております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決議方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

取締役報酬制度の透明性を担保し、当社グループの企業価値向上に資する人材を登用できるに足る報酬制度を前提に、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額（以下「役員報酬」という）は、事業年度における各役員の役割、責任及び貢献度合い並びに会社の財政状態等を勘案の上、株主総会の決議による総額の限度内で、合理的な報酬額を機動的かつ個別に決定することを基本方針としております。

当事業年度の当社の役員報酬は、定期報酬である基本報酬及び業績報酬に加えて、ストック・オプション報酬で構成されています。監査等委員である取締役及び社外取締役への報酬額につきましては、その独立性及び中立性を確保するために業績報酬を適用しないことといたします。

基本報酬は、社会情勢、他社水準、会社業績等を考慮して役位別に定めてあります。

業績報酬は前連結会計年度の業績成果に基づき算定され、その金額を12等分したものを毎月の定期報酬として支給するものです。財務指標連動報酬と非財務指標連動報酬で構成されています。財務指標連動報酬は、「前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益」を指標として、業績別基準報酬額に役位係数及び個人貢献度係数を乗じて算出します。「親会社株主に帰属する当期純利益」を指標として選定した理由は、業績評価期間における最終利益の拡大のインセンティブを高めるためです。非財務指標連動報酬は、「前連結会計年度における年次開発目標に対する達成度」を指標として、開発進捗係数別基準報酬額に役位係数

及び個人貢献度係数を乗じて算出します。「年次開発目標に対する達成度」を指標とした理由は、中長期の成長のためには開発計画を確実に遂行していくことが求められるためです。なお「年次開発目標に対する達成度」につきましては、社外取締役が過半数を占める報酬委員会にて評価・審議を行い決定することとしています。また個人貢献度係数も、報酬委員会にて各取締役の個人貢献度を審議し決定いたします。

当事業年度はストック・オプションを交付しておりません。

当事業年度の役員報酬については、2020年10月13日開催の報酬委員会での答申に基づき、翌日開催された取締役会において決議をしております。

なお監査等委員である取締役の報酬については、2020年10月14日開催の監査等委員会で決議しております。

② 報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2017年6月24日開催の当社第14回定時株主総会において年額300百万円以内、ストック・オプションについては年額100百万円以内、監査等委員である取締役については年額30百万円以内、ストック・オプションについては年額20百万円以内として決議いただいております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名であります。内、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

<ご参考>

なお第2号議案が原案通り承認可決された場合、新規のストック・オプション報酬は廃止され、業績条件付事後交付型譲渡制限付株式報酬が追加となります。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く） （うち社外取締役）	36,461 （-）	29,700 （-）	5,737 （-）	1,023 （-）	3 （-）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	9,000 (9,000)	9,000 (9,000)	- （-）	- （-）	3 (3)

- (注) 1. 上記には、2020年9月26日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。
2. 非金銭報酬等は、前事業年度以前にストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役（監査等委員） 長江 敏男

Pharma Business Consultant 代表及びペプチドリーム株式会社取締役（監査等委員）を兼職しております。なお、当社とPharma Business Consultant 及びペプチドリーム株式会社との間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員） 松田 純一

松田綜合法律事務所所長及び株式会社山形銀行社外取締役（監査等委員）を兼職しております。なお、当社は松田綜合法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、年間の支払額に重要性はありません。また、株式会社山形銀行は当社の大株主であり、同行との間に預金取引及び当座貸越契約があります。

社外取締役（監査等委員） 水谷 翠

銀座スフィア税理士法人代表社員、株式会社コンフィデンス社外取締役及び株式会

社ゼネテック社外取締役（監査等委員）を兼職しております。なお、当社と銀座スフィア税理士法人、株式会社コンフィデンス及び株式会社ゼネテックとの間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員）	長 江 敏 男	<p>当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、経営に関する豊富な知見から、適宜当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査等委員会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>加えて、報酬委員会（任意の諮問委員会）の長として、取締役の報酬体系全般の議論並びに個別報酬の審議にあたり、公正中立な委員会運営を行いました。</p>
取締役（監査等委員）	松 田 純 一	<p>当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、弁護士としての豊富な知見から、適宜当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査等委員会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>加えて、指名委員会（任意の諮問委員会）の長として、取締役の選任に関する審議にあたり、公正中立な委員会運営を行いました。</p>
取締役（監査等委員）	水 谷 翠	<p>当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、財務、会計に関する豊富な知見から、適宜当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。</p> <p>また、監査等委員会の長として当事業年度開催の監査等委員会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新創監査法人

2020年9月26日開催の第17回定時株主総会において、新たに新創監査法人が当社の会計監査人に選任されました。なお、当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」について、2020年10月14日開催の取締役会において以下のとおり決議しました。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、「HMTの共有の価値観」に基づき、顧客、株主、地域社会及び家族の信頼に応えられるよう、法令、定款及び社内規程を遵守するとともに、誠実で倫理的な責任ある行動をとり続ける。
- ② 上記法令等を遵守し、誠実で倫理的な責任ある行動をとり続けるため、取締役会は原則毎月1回及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行の状況の監視を強化する。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令や会計基準等に準拠し、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関して適切な運用が行える体制を整備する。さらに、継続的な評価を通じて、必要に応じて是正、修正を行う。
- ④ 代表取締役社長の下に内部監査担当を置き、各部門の職務の執行状況を監査し、法令遵守体制の整備・推進に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書等、職務の執行に係る情報が記載された文書及びその関連資料を、文書管理規程その他社内の規定に従い適切に保存し、管理をする。
- ② 取締役は、随時これらの文書を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

- ① 取締役会は、法令遵守、個人情報保護、解析データの品質管理、自然災害等に関連して起こりうる様々なリスクに対応するため、リスク管理委員会により全社的に検討を行うとともに、社内の体制及び規程を整備し、定期的にレビューを行う。
- ② リスクに関する情報は、各部門責任者を通じて取締役会及び監査等委員会へ報告するものとし、各部門においては個別に想定されるリスクに対して必要な措置をとる。

- ③ 内部監査担当は、内部監査活動を通じて各部門の法令や諸規程の遵守状況や固有のリスクを監査し、その結果を代表取締役社長へ報告を行う。
- ④ 自然災害、犯罪等不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長の下に緊急対策本部又はコンプライアンス委員会を設置し、社内で情報を共有するとともに、必要な対策を立案する。立案された対策に基づき、コーポレート統括本部を中心に迅速な対応を行い、損失の拡大を防ぐ。
- ⑤ 子会社の事業運営やリスク管理体制等については、各担当取締役が総合的に助言、指導を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則月1回取締役会を開催する他、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、重要事項について迅速な意思決定を行う。
- ② 代表取締役社長の下に、経営会議を設置し各部門の情報を共有するとともに、中期経営計画及び年次計画に基づき、迅速な意思決定を行うことにより職務の効率的な執行を行う。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社を含む企業集団での意思決定を迅速に行い、企業価値の向上をはかるとともに、業務の適正を確保するため、必要な取り組みを実施する。
- ② 当社及び子会社の取締役は、内部統制の構築に責任を有していることを認識し、当社の「共有の価値観」、法令、定款、並びに規程の周知をはかり、内部統制の実効性を確保する。
- ③ 当社は、法令、定款、諸規程等に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として、内部通報規程を制定し、全ての役職員に周知徹底をはかっている。当社は、当該通報を行った行為を理由とした不利益な処遇は一切行わない。
- ④ 子会社と業務に関する契約、覚書を締結し、必要に応じて支援、指導を行うとともに、子会社は業務執行状況、財務状況、事業環境等を定期的に当社に報告する。
- ⑤ 子会社経営の効率的な運用をはかり、適時状況を把握するため、ITを適切に活用し会計、経営情報の共有に努める。

- ⑥ 子会社及び関連会社を対象とする関係会社規程に基づき、当社のコーポレート統括本部は、子会社の内部統制構築に関する業務を管掌し、内部管理体制の整備を推進する。
 - ⑦ 子会社からの内部通報は、監査等委員会又は外部弁護士等に直接通報できる。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、代表取締役社長は監査等委員会と協議の上、コーポレート統括本部員又は内部監査担当部員の中から、監査等委員会の職務の補助をすべき使用人を指名することができる。
 - ② 前項の使用人に対する指揮命令権限は、監査業務を補助する範囲内において、監査等委員会が持つものとし、取締役、部門長等の指揮命令は受けないものとする。
 - ③ 前項の使用人に対する人事考課は、監査業務を補助する範囲内においては、監査等委員会がこれを行う。
7. 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査等委員会は、重要な意思決定プロセス及び取締役の業務の執行状況を把握するために、経営会議及びその他重要な会議に出席する他、必要に応じて稟議書等の文書を閲覧し、取締役及び使用人に対し説明を求めることができる。
 - ② 取締役及び使用人は、監査等委員会に対し法定の事項を報告するとともに、前項の会議において審議した事項、業績に関する事項、内部監査の実施状況等を報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集、意見交換を容易に行えるように努める。
 - ③ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、又は発生する恐れがあるときには、直ちに監査等委員会に報告をする。使用人の監査等委員会への報告を理由とした不利益な処遇は一切行わない。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境整備に努めるとともに、監査業務に対し積極的に協力をする。
 - ② 監査等委員会は、法律又は会計上の判断を必要とする場合は、随時弁護士、会計監査人等から専門的な助言又は意見を求めることができ、その費用は会社が負担する。
9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制
- ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とする。
 - ② 取引先と反社会的勢力との関係が判明した場合には、直ちに取引を解除する。
 - ③ コーポレート統括本部を反社会的勢力に関する担当部門と位置づけ、万が一反社会的勢力からのアプローチがあった場合には、所轄の警察署、暴力団追放センター、弁護士等外部専門家と緊密に連携しながら組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則として月1回又は必要に応じて随時、取締役会を開催しており、当事業年度においては取締役会を14回開催しました。定時取締役会では、月次決算及び業務に関する報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。

② 監査等委員会による監視

当社は、監査等委員会規程に基づき、原則として月1回又は必要に応じて随時、監査等委員会を開催しており、当事業年度においては監査等委員会を10回開催しました。監査等委員会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行う等連携を図っております。また、取締役会の他、経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く）から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

③ コンプライアンス体制の運用

当社は、コンプライアンスに抵触する事態の発生を予防するため、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の定着と浸透を図っております。また、内部通報制度を導入し、コンプライアンス違反や不正行為の早期発見、早期解決に努めております。

④ 内部監査の実施

代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しております。内部監査の結果については、代表取締役社長に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。また、内部監査担当者は、監査等委員及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行う等連携を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当に関しては年1回の期末配当並びに業績に応じて中間配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

第18期事業年度末においては未だ繰越利益剰余金がマイナスであり、新規事業開発等に必要な資金として内部留保の充実を優先する方針であります。しかしながら、株主の皆様への利益還元も重要な経営課題として認識しており、今後の経営成績及び財政状態を勘案し、配当の実施を検討してまいります。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,456,893	流動負債	317,327
現金及び預金	1,245,050	買掛金	270
売掛金	148,638	短期借入金	100,000
商 品	21,848	リース債務	19,508
仕 掛 品	4,038	未払金	59,438
原材料及び貯蔵品	8,909	未払法人税等	15,879
そ の 他	28,407	賞与引当金	36,985
固定資産	166,276	関係会社整理損失引当金	16,302
有形固定資産	127,370	そ の 他	68,943
建物及び構築物	20,260	固定負債	45,712
工具、器具及び備品	381,349	資産除去債務	12,517
車両運搬具	317	リース債務	33,195
リース資産	223,544	負債合計	363,040
減価償却累計額	△498,100	(純資産の部)	
無形固定資産	4,689	株主資本	1,161,051
投資その他の資産	34,216	資 本 金	1,481,600
繰延税金資産	28,200	資 本 剰 余 金	1,470,317
そ の 他	6,015	利 益 剰 余 金	△1,790,722
資産合計	1,623,170	自 己 株 式	△143
		その他の包括利益累計額	12,379
		為替換算調整勘定	12,379
		新株予約権	86,698
		純資産合計	1,260,129
		負債・純資産合計	1,623,170

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,124,067
売 上 原 価		318,048
売 上 総 利 益		806,019
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		766,650
営 業 利 益		39,368
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	125	
補 助 金 収 入	16,382	
為 替 差 益	4,883	
そ の 他	829	22,220
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,538	
そ の 他	546	2,085
経 常 利 益		59,503
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	850	
新 株 予 約 権 戻 入 益	14,596	15,446
特 別 損 失		
関 係 会 社 整 理 損	23,115	
減 損 損 失	885	24,000
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		50,949
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	21,372	
法 人 税 等 調 整 額	△28,637	△7,264
当 期 純 利 益		58,214
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		58,214

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計 合
2020年7月1日残高	1,480,100	1,468,816	△1,848,937	△143	1,099,835
当期変動額					
新株の発行	1,500	1,500			3,001
親会社株主に帰属する当期純利益			58,214		58,214
自己株式の取得				-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	1,500	1,500	58,214	-	61,215
2021年6月30日残高	1,481,600	1,470,317	△1,790,722	△143	1,161,051

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換 算定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2020年7月1日残高	17,303	17,303	98,126	1,215,265
当期変動額				
新株の発行				3,001
親会社株主に帰属する当期純利益				58,214
自己株式の取得				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△4,923	△4,923	△11,428	△16,351
当期変動額合計	△4,923	△4,923	△11,428	44,864
2021年6月30日残高	12,379	12,379	86,698	1,260,129

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,410,973	流動負債	280,995
現金及び預金	1,215,042	買掛金	270
売掛金	136,903	短期借入金	100,000
商品	21,848	リース債務	19,508
仕掛品	4,038	未払金	54,331
原材料及び貯蔵品	8,909	未払費用	11,029
前払費用	24,138	未払法人税等	15,828
その他	92	前受金	37,400
固定資産	172,170	預り金	1,950
有形固定資産	127,370	賞与引当金	36,985
建物	20,260	その他	3,691
工具、器具及び備品	379,585	固定負債	45,712
車両運搬具	317	資産除去債務	12,517
リース資産	223,544	リース債務	33,195
減価償却累計額	△496,337	負債合計	326,708
無形固定資産	4,689	(純資産の部)	
ソフトウェア	4,689	株主資本	1,169,737
投資その他の資産	40,110	資本金	1,481,600
関係会社長期貸付金	165,870	資本剰余金	1,470,317
繰延税金資産	35,414	資本準備金	1,470,317
その他	4,696	利益剰余金	△1,782,037
貸倒引当金	△165,870	その他利益剰余金	△1,782,037
資産合計	1,583,144	繰越利益剰余金	△1,782,037
		自己株式	△143
		新株予約権	86,698
		純資産合計	1,256,435
		負債・純資産合計	1,583,144

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,028,459
売 上 原 価		316,128
売 上 総 利 益		712,330
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		598,160
営 業 利 益		114,169
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,206	
補 助 金 収 入	16,382	
為 替 差 益	5,048	
そ の 他	1,377	30,015
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,538	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,260	
そ の 他	546	6,345
経 常 利 益		137,839
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	850	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	53,296	
新 株 予 約 権 戻 入 益	14,596	68,742
特 別 損 失		
関 係 会 社 整 理 損	30,496	
減 損 損 失	428	30,925
税 引 前 当 期 純 利 益		175,656
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	21,191	
法 人 税 等 調 整 額	△35,851	△14,659
当 期 純 利 益		190,316

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招 集 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
2020年7月1日残高	1,480,100	1,468,816	1,468,816	△1,972,353	△1,972,353	△143	976,419
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	1,500	1,500	1,500				3,001
当 期 純 利 益				190,316	190,316		190,316
自己株式の取得						-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	1,500	1,500	1,500	190,316	190,316	-	193,318
2021年6月30日残高	1,481,600	1,470,317	1,470,317	△1,782,037	△1,782,037	△143	1,169,737

	新株予約権	純資産合計
2020年7月1日残高	98,126	1,074,545
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		3,001
当 期 純 利 益		190,316
自己株式の取得		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△11,428	△11,428
当期変動額合計	△11,428	181,889
2021年6月30日残高	86,698	1,256,435

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年8月13日

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社
取締役会 御中

新 創 監 査 法 人	
東 京 都 中 央 区	
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 柳 澤 義 一 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 上 条 香 代 子 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年8月13日

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社
取締役会 御中

新 創 監 査 法 人	
東 京 都 中 央 区	
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 柳 澤 義 一 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 上 条 香 代 子 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月13日

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社 監査等委員会

監査等委員 水谷 翠 ㊟

監査等委員 長江 敏男 ㊟

監査等委員 松田 純一 ㊟

(注) 監査等委員水谷翠氏及び長江敏男氏並びに松田純一氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）2名が任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から、全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	はし づめ かつ ひと 橋 爪 克 仁 (1968年7月6日生)	1994年4月 宝酒造株式会社入社 2002年4月 タカラバイオ株式会社転籍 2006年4月 同社ドラゴンジェノミクスセンター 副センター長 2007年10月 同社営業部 部長 2011年4月 同社事業開発部 部長 2013年4月 同社営業部 部長 2015年4月 同社受託開発部 部長 2015年7月 同社受託開発部長 2017年1月 株式会社エムティーアイ 執行役員 ヘルスケア事業本部 ライフサイエンス部長 2018年3月 当社入社 社長付 2018年7月 当社執行役員 バイオマーカ―事業カンパニー バイスプレジデント 兼 新事業開発室長 HMTバイオメディカル株式会社取締役副社長 2018年11月 当社取締役 執行役員 バイオマーカ―事業カンパニー プレジデント HMTバイオメディカル株式会社代表取締役社長 2018年12月 株式会社メディオーム 非常勤取締役(現任) 2019年9月 当社代表取締役社長(現任)	3,000株

【取締役候補者とした理由】

同氏は2019年9月より代表取締役社長を務めております。バイオテクノロジー業界に精通し、同業界における豊富な経験と高度な見識を有しており、当社社長として優れたリーダーシップを発揮して、組織連携を強化し、今期は連結業績黒字化を達成しました。また開発推進や組織再編等に関する的確な意思決定を行い、中長期的な経営方針を打ち出す等代表取締役社長として適切な役割を果たしました。

今後もその経験や見識を活かし、当社グループの更なる持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献することができると考えております。

これらを考慮し、指名委員会の答申を踏まえて、取締役会が同氏を引き続き取締役候補者に決めました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	<p style="text-align: center;">おお はた やす ひろ 大 畑 恭 宏</p> <p>(1965年4月11日生)</p>	<p>1988年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク入社</p> <p>1999年7月 株式会社クラシック・キャピタル・コーポレーション取締役</p> <p>2001年4月 株式会社アール・ツー・イノベーション取締役</p> <p>2004年1月 株式会社BTカンパニー代表取締役社長</p> <p>2008年4月 高島株式会社入社 経営企画担当ディレクター</p> <p>2009年6月 同社取締役 経営企画統括部長</p> <p>2011年6月 同社常務取締役 経営管理本部長</p> <p>2018年4月 同社取締役兼常務執行役員 産業ソリューション事業本部長</p> <p>2020年7月 当社入社 執行役員コーポレート統括本部長</p> <p>2020年9月 当社取締役 コーポレート統括本部長(現任)</p>	300株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は2020年9月より取締役最高財務責任者（CFO）を務めております。経理財務、法務、人事、コーポレート・ガバナンス等の経営管理全般の幅広い経験と見識を有しており、CFOとして優れたリーダーシップを発揮して、内部統制体制強化、コスト削減・リソース再配分ならび組織再編等を推進しました。今後もその経験や見識を活かし、当社グループの更なる持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献すると考えております。 これらを考慮し、指名委員会の答申を踏まえて、取締役会が同氏を引き続き取締役候補者に決めました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記各取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2021年6月30日現在のものであります。
3. 当社は、取締役を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により補填することとしており、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、当該保険により補填されません。各候補者は、取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第2号議案 当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績条件付事後交付型譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2017年6月24日開催の第14回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、また、それとは別枠として、監査等委員以外の取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額については年額100百万円以内とする旨ご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに業績条件付事後交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することといたしたいと存じます。なお、本制度の導入について、本株主総会でご承認いただいた場合、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬枠を廃止することとし、ストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないものとしたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、本制度のために支給する金銭債権の総額を年額100百万円以内といたします。ただし、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたします。また、各取締役への具体的な支給時期及び内容については、別途取締役会で決定することとしたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名（うち社外取締役0名）であります。第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名（うち社外取締役0名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の総数は年40,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合に

は、当該総数を、合理的な範囲で調整する。以下同じ。)といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とする。以下同じ。)を基礎として本割当株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

本議案に基づく、対象取締役に對する本割当株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。その概要は、下記(3)に記載のとおりであります。)を締結することを条件とします。

なお、本制度の導入につきましては、当社は取締役への報酬水準及び制度内容の適正性を確保するため、任意の報酬委員会(独立社外役員を委員長とし、委員の過半数を独立社外役員で構成しています。)での審議を経ております。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への本割当株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。)その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本制度の概要】

本制度は、当社の各事業年度(以下、「業績評価期間」という。)における、当社の取締役会が予め定める業績指標(以下「業績評価指標」という。)の達成度合いに応じて、対象取締役に対して業績評価期間終了後に本割当株式を発行又は処分する制度とします。

なお、当初の業績評価期間及び業績評価指標は、下表を予定しておりますが、当初の業績評価期間終了後も、本議案で承認を受けた範囲内で、本制度の実施を継続できるものいたします。

<ご参考：当初の本制度の業績評価期間及び業績評価指標>

業績評価期間	業績評価指標
1年	親会社株主に帰属する当期純利益 ※

※業績評価期間における本制度に基づく役員報酬費用による影響を除外いたします。

(1) 金銭債権の額の算定方法

当社は、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役に交付する本割当株式の数を算定し、②の計算式に基づき、各対象取締役に支給する金銭債権の額を算定いたします。

① 各対象取締役に発行又は処分する当社の普通株式の数（基準株式数）（※1）

業績評価指標の達成度に応じた報酬額（※2）×役員調整比率（※3）

÷交付時株価（※4）

②各対象取締役に支給する金銭債権の額

①において算定された普通株式の数×交付時株価（※4）

（※1）計算の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとします。

（※2）業績評価期間中の各業績評価指標の達成度に応じて、当社の取締役会において予め定めます。

（※3）当社の取締役会において予め定めます。

（※4）業績評価期間終了後に行われる当社の普通株式の発行又は処分に係る当社の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本割当株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

(2) 対象取締役に對する支給条件

当社は、原則として、対象取締役が以下の要件を満たした場合に、業績評価期間終了後、対象取締役に対して、上記（1）に基づき算出される数の本割当株式を発行又は処分いたします。

①対象取締役が、業績評価期間中、継続して、当社の取締役、その他当社取締役会が定める役職の地位にあったこと

②当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

③その他当社の取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要と認めた場合

なお、業績評価期間開始後、最初に開催される定時株主総会の終結以降に、新たに就任した取締役が存在する場合には、当該取締役の在任期間に応じて合理的に調整した当社の普通株式を当社の取締役会において発行又は処分いたします。なお、業績評価期間中に対象取締役が退任（死亡による退任を含む）した場合には、本制度に基づく報酬は支給しないものと致します。

また、業績評価期間終了後、本割当株式の発行又は処分までに、対象取締役が任期満了、定年又は死亡その他の正当な理由により退任又は退職した場合には、当社の普通株式に代わり、金銭を支給するものといたします。当該取締役に支給する金銭の額は、上記金銭債権に係る総額の範囲内において、基準株式数に、金銭支給に係る取締役会決議の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じて得られる金額といたします。

（3）本割当契約の概要

当社は、原則として、対象取締役が以下の要件を満たした場合に、業績評価期間終了後、対象取締役に対して、上記（1）に基づき算出される数の本割当株式を発行又は処分いたします。

①譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた本割当株式の払込期日から当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職する時点の直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

②譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が上記①に定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、定年又は死亡その他の正当な理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。なお、当社は、対象取締役が、任期満了、定年又は死亡その他の正当な理由により、上記①に定める地位を退任又は退職した場合には、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

③組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、

本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

④その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、業績評価期間中又は業績評価期間終了後、本割当株式の発行又は処分までに、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社株式に代わり、業績評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等に応じて合理的に調整した基準交付株式数に、当該組織再編等の承認日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を乗じて得られた金額の金銭を支給する。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の変更案

2022年6月期の当社の役員報酬は、事業報告に記載した定期報酬である基本報酬と業績報酬に加えて業績条件付事後交付型譲渡制限付株式報酬（以下「本株式報酬」といいます。）で構成されます。監査等委員である取締役及び社外取締役への報酬額につきましては、その独立性及び中立性を確保するために業績報酬及び本株式報酬を適用しないことといたします。

定期報酬の算定方針は2021年6月期までと変更ありません。

本株式報酬につきましては、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という）の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に導入いたします。本株式報酬は、業績評価期間（毎会計年度：7/1～6/30）の「業績評価期間における本制度に基づく役員報酬費用による影響を除外した親会社株主に帰属する当期純利益」（以下、「本連結純利益」といいます。）を指標として基準報酬額（表1）を決定し、役員係数を掛け合わせた価額を交付時株価で割り返すことにより交付株式数を算定します。1株未満は切り捨てとします。交付時株価は業績評価期間終了後に行われる当社の普通株式の発行又は処分に係る当社の取締役会決議の日の前日における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定します。対象取締役に對する本株式報酬額は交付株式数に交付時株価を乗じた金額となります。

表1 基準報酬額

本連結当期純利益	金銭報酬額（千円）
1億円以上2億円未満	1,800
2億円以上3億円未満	3,600
3億円以上4億円未満	5,600
4億円以上5億円未満	7,600
5億円以上6億円未満	9,600
6億円以上7億円未満	11,600
7億円以上8億円未満	13,600
8億円以上9億円未満	15,600
9億円以上	17,600

なお本株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間において①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

以上

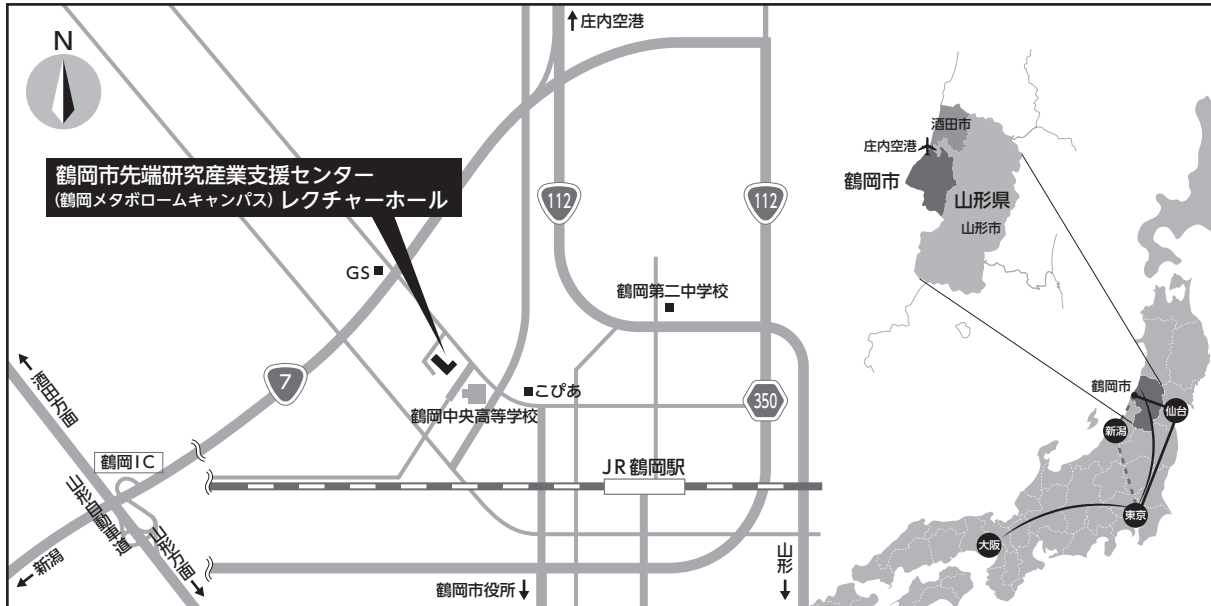
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図



◆開催日時： 2021年9月25日（土曜日）午後1時30分

山形県鶴岡市覚岸寺字水上246番地2

◆会場： 鶴岡市先端研究産業支援センター（鶴岡メタボロームキャンパス）レクチャーホール
電話：0235-29-1620

空路

[定期便利用]

東京・羽田空港→（空路60分）→庄内空港→（車18分）→鶴岡メタボロームキャンパス

陸路

[鉄道利用]

◆アクセス： JR東京駅→（上越新幹線120分）→JR新潟駅→（羽越本線110分）→JR鶴岡駅→（車5分）→鶴岡メタボロームキャンパス

[高速道路利用]

東京→川口JCT→（東北自動車道）→村田JCT→（山形自動車道）→鶴岡IC→（車8分）→鶴岡メタボロームキャンパス

お問い合わせ先（平日午前9時～午後5時30分）

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社

コーポレート統括本部 電話：03-3551-2180